

平成 29 年度における独立行政法人等個人情報保護法の施行の状況について

I 調査の目的

この調査は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 48 条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、個人情報保護制度及びその運用に対する正確な理解を深めることを目的として行ったものである。

II 調査の対象

1 対象機関

法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等の全て（192 法人）

- 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人（平成 30 年 3 月 31 日現在）（87 法人）

奄美群島振興開発基金、医薬基盤・健康・栄養研究所、医薬品医療機器総合機構、宇宙航空研究開発機構、海技教育機構、海上・港湾・航空技術研究所、海洋研究開発機構、科学技術振興機構、家畜改良センター、環境再生保全機構、教職員支援機構、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、経済産業研究所、建築研究所、工業所有権情報・研修館、航空大学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、国際観光振興機構、国際協力機構、国際交流基金、国際農林水産業研究センター、国民生活センター、国立印刷局、国立科学博物館、国立環境研究所、国立がん研究センター、国立高等専門学校機構、国立公文書館、国立国際医療研究センター、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、国立循環器病研究センター、国立女性教育会館、国立成育医療研究センター、国立青少年教育振興機構、国立精神・神経医療研究センター、国立長寿医療研究センター、国立特別支援教育総合研究所、国立美術館、国立病院機構、国立文化財機構、産業技術総合研究所、自動車技術総合機構、自動車事故対策機構、住宅金融支援機構、酒類総合研究所、情報処理推進機構、情報通信研究機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、森林研究・整備機構、水産研究・教育機構、製品評価技術基盤機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、造幣局、大学改革支援・学位授与機構、大学入試センター、地域医療機能推進機構、中小企業基盤整備機構、駐留軍等労働者労務管理機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、統計センター、都市再生機構、土木研究所、日本医療研究開発機構、日本学術振興会、日本学生支援機構、日本芸術文化振興会、日本原子力研究開発機構、日本高速道路保有・債務返済機構、日本スポーツ振興センター、日本貿易振興機構、年金積立金管理運用独立行政法人、農業者年金基金、農業・食品産業技術総合研究機構、農畜産業振興機構、農林漁業信用基金、農林水産消費安全技術センター、福祉医療機構、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、北方領土問題対策協会、水資源機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構、理化学研究所、量子科学技術研究開発機構、労働者健康安全機構、労働政策研究・研修機構（法人の名称の冒頭の「独立行政法人」及び「国立研究開発法人」は省略。以下同じ。）

- 別表第 1 に掲げる法人（平成30年 3 月31日現在）（105法人）

<特殊法人>（9 法人）

沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、放送大学学園

<認可法人>（5 法人）

外国人技能実習機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、日本銀行、農水産業協同組合貯金保険機構、預金保険機構

<国立大学法人>（86法人）

北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、

弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、筑波技術大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、琉球大学、総合研究大学院大学、政策研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学（法人の名称の冒頭の「国立大学法人」は省略。以下同じ。）

<大学共同利用機関法人>（4 法人）

人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構（法人の名称の冒頭の「大学共同利用機関法人」は省略。以下同じ。）

<その他>（1 法人）

日本司法支援センター

（注）平成29年度以降の独立行政法人等の組織改編については、本文末の別表参照。

2 対象期間

平成 29 年 4 月 1 日から 30 年 3 月 31 日までの状況について、平成 30 年 3 月 31 日現在で調査（本文中で引用している法令及び条項は平成 30 年 3 月 31 日時点のものである。）

Ⅲ 調査の結果

1 個人情報ファイルの状況

(1) 個人情報ファイルの保有状況

個人情報ファイル(特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したもの)については、その概要を明らかにすることにより透明性の確保を図るため、法第11条に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、公表することとされている。

個人情報ファイル簿を作成している独立行政法人等では、個人情報ファイル簿を事務所に備えて閲覧に供するとともに、インターネットを利用して公表している。

調査日現在(平成30年3月31日現在。以下同じ。)、個人情報ファイル簿に掲載されていた個人情報ファイルの数は、表1のとおり、12,234ファイルである。これらの個人情報ファイルを電算処理・マニュアル処理の別にみるとマニュアル処理のものが6,870ファイルと56.2%を占めており、人数の規模別にみると100万人以上の非常に大規模な電算処理ファイルは60ファイルが存在する。

表1 個人情報ファイルの状況

(単位：ファイル、%)

| | 総数 | 100万人以上 |
|---------|-----------------|-------------|
| 計 | 12,234 (100) | 97 (0.8) |
| 電算処理 | 5,364 (43.8) | 60 |
| マニュアル処理 | 6,870 (56.2) | 37 |

(2) 新たに保有した個人情報ファイル

平成29年度に独立行政法人等で新たに保有することになった個人情報ファイルの数は、表2のとおり、410ファイルとなっており、電算処理・マニュアル処理の別にみると電算処理のものが245ファイル、マニュアル処理のものが165ファイルとなっている。

表2 新たに保有した個人情報ファイル

(単位：ファイル)

| 総数 | 電算処理 | マニュアル処理 |
|-----|------|---------|
| 410 | 245 | 165 |

(3) 個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況

平成29年度に個人情報ファイル簿に掲載されていた個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等(データ入力作業など。派遣労働者の活用を含む。)を実施した個人情報ファイルは12,234ファイル中1,756ファイル(14.4%)となっている。

(4) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況

法第9条では、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することは、個別の法令に基づく場合や、個人の権利利益を不当に損わない範囲で一定の要件を満たす場合に限り、認められている。

平成29年度に利用目的以外の目的のために利用・提供されたことのある個人情報ファイルの数は、表3のとおりである。

(注) 利用目的以外の目的のための利用・提供された事例の概要については、資料2-1-1及び2-1-2を参照。

表3 個人情報ファイルの利用目的以外の利用・提供の状況

(単位：ファイル)

| 年度 | 個別の法令に基づく場合 (注1) | 法定の要件を満たす場合 (注2) |
|--------|---------------------|---------------------|
| 平成29年度 | 300 | 263 |
| 平成28年度 | 447 | 389 |

(注) 1. 「個別の法令に基づく場合」とは、例えば、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第141条に基づき滞納処分のために行われる調査に協力するため、滞納者に係る保有個人情報を徴収職員に提供する場合などがある。

2. 「法定の要件を満たす場合」とは、個人の権利利益を不当に損なわない範囲で、①本人の同意を得て、又は本人からの依頼を受けて利用・提供する場合、②行政機関内部で利用する場合、③他の行政機関等への提供を行う場合、④本人の利益や社会公共の利益のために提供する場合である(法第9条第2項各号)。例えば、本人の同意を得て提供する例として、診療録の記録情報の全部又は一部を本人に提供するものなどがある。

2 開示、訂正又は利用停止請求の状況

(1) 処理の状況

ア 平成29年度に各独立行政法人等に対して行われた請求事案の件数は、表4のとおり、開示請求が3,631件、訂正請求が8件、利用停止請求が4件となっている。

平成29年度に各独立行政法人等が処理すべき事案は、①新規受付件数、②前年度からの持ち越し件数、③他機関から事案の移送を受けた件数(注)の合計(開示請求3,753件、訂正請求8件、利用停止請求5件)であり、その処理状況は、以下のとおりである。

(注) 1. 事案の移送は、開示請求制度及び訂正請求制度に設けられているが、利用停止請求制度については、請求を受けた独立行政法人等における個人情報の適正な取扱いを確保する観点から設けられており、請求を受けた当該法人等において利用停止の要件である違反等の事実があるかどうかを判断することとなるものであることから、他の機関への事案の移送を行う仕組みは設けられていない。

2. 独立行政法人等への事案の移送は、法第21条又は第33条の規定に基づき他の独立行政法人等から行われる場合と、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第22条又は第34条の規定に基づき行政機関(行政機関個人情報保護法第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)の長から行われる場合があり、いずれの場合も移送を受けた独立行政法人等において開示決定等又は訂正決定等を行わなければならないこととされている。

3. 独立行政法人等から他の機関(他の独立行政法人等又は行政機関の長をいう。以下同じ。)への事案の移送についても、法第21条又は第33条の規定に基づき他の独立行政法人等に対して行われる場合と、法第22条又は第34条の規定に基づき行政機関の長に対して行われる場合とがある。

表4 開示、訂正又は利用停止の処理状況

(単位：件、%)

| 区分 | 年度 | 処理すべき事案 | | | | 事案の処理状況 | | | |
|--------|--------|---------|--------------|---------------|----------------|-----------------|-------------|---------------|----------------|
| | | 新規受付事案 | 前年度からの持ち越し事案 | 他機関から移送を受けた事案 | 計 | 処理を終了した事案 | 取り下げ事案 | 他機関に全部を移送した事案 | 処理中事案(次年度持ち越し) |
| 開示請求 | 平成29年度 | 3,631 | 122 | 0 | 3,753 (100) | 3,596 (95.8) | 18 (0.5) | 31 (0.8) | 108 (2.9) |
| | 平成28年度 | 4,655 | 150 | 0 | 4,805 (100) | 4,640 (96.6) | 37 (0.8) | 8 (0.2) | 120 (2.5) |
| 訂正請求 | 平成29年度 | 8 | 0 | 0 | 8 (100) | 6 (75.0) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (25.0) |
| | 平成28年度 | 4 | 0 | 0 | 4 (100) | 4 (100) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 利用停止請求 | 平成29年度 | 4 | 1 | | 5 (100) | 4 (80.0) | 0 (0) | | 1 (20.0) |
| | 平成28年度 | 3 | 0 | | 3 (100) | 2 (66.7) | 0 (0) | | 1 (33.3) |

- (注) 1. 本表は、独立行政法人等に対して行われた請求事案について、調査現在の処理の状況を示している。
 2. 1件の請求事案の一部について開示、訂正又は利用停止決定等を行っていても、残りの部分についてこれらの決定等を行っていない場合には、「処理中事案(次年度持ち越し)」に計上している。
 3. 「取り下げ事案」とは、独立行政法人等が請求を受け付けた後に、請求者から当該請求を取り下げる旨の申出があり、その結果、開示、訂正又は利用停止決定等をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供等により請求をしようとした者が請求を取りやめたものは含まない。
 4. 「他機関に全部を移送した事案」は、請求事案の全部を他の機関に移送したことで自ら開示・訂正決定等をする必要がなくなったものをいう。他の独立行政法人等に移送されたものは、当該移送を受けた独立行政法人等において「他機関から移送を受けた事案」に計上され、行政機関の長に移送されたものは、行政機関個人情報保護法の施行状況調査において当該移送を受けた行政機関の長の「他機関から移送を受けた事案」に計上されている。
 5. 事案の一部のみを他の機関に移送する場合、1件の請求事案を分割して複数の他の機関に移送する場合等があるため、「他機関から移送を受けた事案」の件数と「他機関に全部を移送した事案」の件数とは一致しない。
 6. 平成28年度に請求がされた段階では1件としていた事案を29年度に入ってから補正により複数の事案に分割した場合や、複数の請求事案を補正により1件にまとめる場合などがあるため、29年度の「前年度からの持ち越し事案」と28年度の「処理中事案(次年度に持ち越し)」の件数は一致しない。

イ 受け付けた訂正又は利用停止請求について、請求内容の内訳をみると、表5のとおりとなっている。

表5 新規受付に係る訂正又は利用停止請求の請求内容別内訳

(単位：件)

| 年度 | 訂正請求 | | | | 利用停止請求 | | | |
|--------|------|-------|----|----|--------|-------|----|-------|
| | 事案 | 内容別内訳 | | | 事案 | 内容別内訳 | | |
| | | 訂正 | 追加 | 削除 | | 利用の停止 | 消去 | 提供の停止 |
| 平成29年度 | 8 | 8 | 0 | 0 | 4 | 1 | 4 | 4 |
| 平成28年度 | 4 | 4 | 0 | 0 | 3 | 0 | 2 | 1 |

- (注) 1件の請求事案において複数の請求内容に該当するものがあるため、「事案」の件数と「内容別内訳」の合計件数は一致しない。

(2) 開示、訂正又は利用停止決定等の状況

ア 平成 29 年度には、開示決定等 3,567 件、訂正決定等 6 件、利用停止決定等 4 件の決定等が行われており、これらの状況は、表 6 のとおりである。

なお、開示決定されるものの中には、保有個人情報に不開示情報が含まれているが個人の権利利益を保護するために特に必要があるとして独立行政法人等の判断により開示されるもの（法第 16 条に基づく裁量的開示）があるが、平成 29 年度には実績がない。

表 6 開示、訂正又は利用停止決定等の件数

(単位：件、%)

| 区分 | 年 度 | 合計 | 開示、訂正又は利用停止決定 | | | 不開示、不訂正又は不 利用停止決定 | (開示決定 したもの のうち) 裁量的開示 |
|----------------|-------------|----------------|-----------------|-----------------|---------------|----------------------|--------------------------------|
| | | | 小計 | 全部 | 一部 | | |
| 開示 請求 | 平成 29 年度 | 3,567 (100) | 3,487 (97.8) | 3,082 (86.4) | 405 (11.4) | 80 (2.2) | 0 (0) |
| | 平成 28 年度 | 4,638 (100) | 4,550 (98.1) | 4,076 (87.9) | 474 (10.2) | 88 (1.9) | 0 (0) |
| 訂正 請求 | 平成 29 年度 | 6 (100) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 6 (100) | |
| | 平成 28 年度 | 4 (100) | 2 (50.0) | 1 (25.0) | 1 (25.0) | 2 (50.0) | |
| 利用 停止 請求 | 平成 29 年度 | 4 (100) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 4 (100) | |
| | 平成 28 年度 | 2 (100) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (100) | |

(注) 開示、訂正又は利用停止決定等の件数は、請求者への通知の件数を計上している。請求のあった 1 事案を分割して複数の開示、訂正又は利用停止決定等を行っているものや、関連する複数の事案をまとめて通知しているものがあることから、表 6 の「合計」の件数と表 4 の「処理を終了した事案」の件数とは一致しない。

イ 独立行政法人等は、請求があったときは、請求があった日から 30 日以内に決定をしなければならない（法第 19 条第 1 項、第 31 条第 1 項、第 40 条第 1 項）が、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30 日以内に限り延長することができる（法第 19 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 40 条第 2 項）こととされている。

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、請求があった日から 60 日以内にその全てについて決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、決定の期限の特例として、60 日以内に請求に係る保有個人情報の「相当の部分」につき決定をし、残りの保有個人情報については「相当の期間」内に決定をすれば足りることとされており、この場合、請求者に決定をする期限を通知することとされている（法第 20 条）。

また、訂正又は利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、「相当な期間」内に決定をすれば足りることとされており、この場合、請求者に決定する期限を通知することとされている（法第 32 条、第 41 条）

平成 29 年度に行われた開示、訂正又は利用停止決定等に係る状況についてみると、表 7 のとおりとなっており、延長手続を採らなかった事案で 30 日以内に決定されなかったものが開示請求事案で 2 件みられる。

なお、延長手続を採った事案で延長した当該期限までに決定されなかったもの及び期限の特例を適用した事案のうち通知した期限までに決定されなかったものはなかった。

表7 期限の延長、遵守の状況

(単位：件、%)

| 区分 | 年度 | 開示、訂正又は利用停止決定等の総数 | 計 | | 延長手続を採らなかったもの | | 延長手続を採ったもの | | 期限の特例を適用したもの | |
|--------|--------|-------------------|--------------------------|-----------------------|---------------------|------------------|---------------------|------------------|---------------------|------------------|
| | | | 期限内に決定がされたもの (①③⑤の合計) | 期限を超過したもの (②④⑥の合計) | 期限内に決定がされたもの (①) | 期限を超過したもの (②) | 期限内に決定がされたもの (③) | 期限を超過したもの (④) | 期限内に決定がされたもの (⑤) | 期限を超過したもの (⑥) |
| 開示請求 | 平成29年度 | 3,567 (100) | 3,565 (99.9) | 2 (0.1) | 3,498 (98.1) | 2 (0.1) | 66 (1.9) | 0 (0) | 1 (0.0) | 0 (0) |
| | 平成28年度 | 4,638 (100) | 4,634 (99.9) | 4 (0.1) | 4,564 (98.4) | 2 (0.0) | 68 (1.5) | 2 (0.0) | 2 (0.0) | 0 (0) |
| 訂正請求 | 平成29年度 | 6 (100) | 6 (100) | 0 (0) | 6 (100) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | 平成28年度 | 4 (100) | 4 (100) | 0 (0) | 3 (75.0) | 0 (0) | 1 (25.0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 利用停止請求 | 平成29年度 | 4 (100) | 4 (100) | 0 (0) | 3 (75.0) | 0 (0) | 1 (25.0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | 平成28年度 | 2 (100) | 2 (100) | 0 (0) | 2 (100) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |

ウ 請求事案について、期限内に決定されなかったものを法人別にみると、表8のとおりとなっており、期限内に決定されなかった理由については事案進行管理の不備等が挙げられている。

これらの事案については、個人情報保護担当窓口と開示、訂正又は利用停止請求の対象となる保有個人情報を保有し開示、訂正又は利用停止決定等を行う担当課等との連携により、事案処理についての的確な見通しを立てることを含めた進行管理を徹底することなどにより改善することが必要である。総務省は、これら事案の実情も踏まえつつ、関係独立行政法人等との相談や助言を通じ、進行管理の徹底等に努める。

表8 期限までに開示、訂正又は利用停止決定等がなされなかったものの法人別内訳

○ 延長手続を採らなかった事案で30日以内に決定がされなかったもの

| 区分 | 独立行政法人等名 | 件数 (件) |
|------|----------|--------|
| 開示請求 | 大阪大学 | 1 |
| | 日本年金機構 | 1 |
| | 計 | 2 |

(注) 各事案の概要は、資料2-2-4を参照。

エ 平成29年度に行われた開示、訂正又は利用停止決定等において、全部又は一部を不開示、不訂正又は不利用停止とした理由をみると、表9のとおりとなっている。

表9 全部又は一部を不開示、不訂正又は不利用停止とした理由

(単位：件、%)

| 区分 | 年 度 | 全部又は一部 を不開示とし た事案の件数 | 理由の内訳(複数該当あり) | | | |
|---------------------|------------|---|-------------------------|---------------|---------------------------------------|-------------|
| | | | 不開示情報に 該当 | 保有個人情報 不存在 | 存否応答拒否 | その他 |
| 開示 決定 等 | 平成 29年度 | 485 (100) | 299 (61.6) | 211 (43.5) | 2 (0.4) | 4 (0.8) |
| | 平成 28年度 | 562 (100) | 311 (55.3) | 259 (46.1) | 1 (0.2) | 12 (2.1) |
| 区分 | 年 度 | 全部又は一部 を不訂正又は 不利用停止と した事案の件 数 | 理由の内訳(複数該当あり) | | | |
| | | | 独立行政法人 等の判断によ るもの | 保有個人情報 不存在 | 他の法令で特別 の手續が定めら れていることに よるもの | その他 |
| 訂正 決定 等 | 平成 29年度 | 6 (100) | 6 (100) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | 平成 28年度 | 3 (100) | 3 (100) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 利用 停止 決定 等 | 平成 29年度 | 4 (100) | 4 (100) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | 平成 28年度 | 2 (100) | 2 (100) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |

(注) 1. 1件の決定において、複数の理由に該当するものがあるため、「全部又は一部を不開示とした事案の件数」及び「全部又は一部を不訂正・不利用停止とした事案の件数」と「理由の内訳」の合計は一致しない。

2. 「その他」は、請求の形式上の不備（請求手数料の未納等）などを理由とするものである。

オ 開示決定等において、全部又は一部を不開示とした理由を「不開示情報に該当するとしたもの」について法第 14 条各号の不開示情報のいずれに該当するとしているか、また、訂正又は利用停止決定等において、全部又は一部を不訂正又は不利用停止とした理由を「独立行政法人等の判断によるもの」としたもののについて、その内訳をみると、表 10 のとおりとなっている。

表 10 全部又は一部を不開示とした理由のうち不開示情報に該当するとしたもの及び全部又は一部を不訂正又は不利用停止とした理由のうち、独立行政法人等の判断によるものの内訳

(単位：件、%)

| 区分 | 不開示情報に該当するとしたもの(再掲) | 内 訳 | |
|---------|---------------------|---|------------|
| 開示決定等 | 299 (100) | 第 1 号 請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 | 6 (2.0) |
| | | 第 2 号 請求者以外の個人に関する情報 | 205 (68.6) |
| | | 第 3 号 法人等に関する情報 | 49 (16.4) |
| | | 第 4 号 審議、検討等に関する情報 | 45 (15.1) |
| | | 第 5 号 事務又は事業に関する情報 | 142 (47.5) |
| | | イ 国の安全等に関する情報 | 0 (0) |
| | | ロ 公共の安全等に関する情報 | 1 (0.3) |
| | | イ及びロ以外 | 142 (47.5) |
| 区分 | 独立行政法人等の判断によるもの(再掲) | 内 訳 | |
| 訂正決定等 | 6 (100) | 評価に関するもの | 0 (0) |
| | | 請求対象の保有個人情報の内容が事実であるもの | 5 (83.3) |
| | | 訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えるもの | 0 (0) |
| | | 調査を実施したが、事実関係が明らかにならなかったもの | 1 (16.7) |
| 利用停止決定等 | 4 (100) | 違法に取得したものではないもの | 3 (75.0) |
| | | 法 3 条 2 項の規定に違反していないもの | 0 (0) |
| | | 利用目的以外の目的で利用されていないもの | 4 (100) |
| | | 利用目的以外の目的で提供されていないもの | 0 (0) |
| | | マイナンバー法の規定に違反していないもの | 0 (0) |
| | | 独立行政法人等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度を超えるもの | 1 (25.0) |
| | | 事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの | 0 (0) |

(注) 1 件の決定において、複数の不開示情報及び理由に該当するものがあるため、「不開示情報に該当するとしたもの(再掲)」の件数及び「独立行政法人等の判断によるもの(再掲)」の件数と「内訳」の合計件数並びに「第 5 号 事務又は事業に関する情報」の件数とイ、ロ及び「イ及びロ以外」の合計の件数は一致しない。

(3) 審査請求の状況

ア 開示、訂正又は利用停止決定等又は請求に対する不作為について不服がある者は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づき、独立行政法人等に対し、審査請求をすることができる。

平成 29 年度に行われた審査請求の状況をみると、表 11 のとおりとなっている。

表 11 審査請求の件数

| 区分 | 年度 | 審査請求の件数（件） |
|---------|----------|------------|
| 開示決定等 | 平成 29 年度 | 65 |
| | 平成 28 年度 | 44 |
| 訂正決定等 | 平成 29 年度 | 3 |
| | 平成 28 年度 | 2 |
| 利用停止決定等 | 平成 29 年度 | 4 |
| | 平成 28 年度 | 0 |

(注) 審査請求の件数には、改正前の行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による異議申立てを含む（以下同じ。）。

イ 審査請求の理由をみると、表 12 のとおり、開示決定等では保有個人情報の不存在とすることに対するものが最も多く 26 件となっている一方、開示決定に対する審査請求も 31 件みられる。

表 12 審査請求の理由

(単位：件)

| 区分 | 総数 | 不開示決定に対する審査請求 | | | | 不開示決定に対する審査請求 | 不作為に対する審査請求 | 事案の移送、期限の延長に対する審査請求 | 決定内容に関わりのない事項に対する審査請求 |
|---------|----|-----------------------|----------------------|----------------------------|----------------------|----------------------|-------------|---------------------|-----------------------|
| | | 不開示情報に該当することに対するもの | 保有個人情報の存在とすることに対するもの | 存否応答拒否に対するもの | 形式上の不備又は権利の濫用等に対するもの | | | | |
| 開示決定等 | 65 | 20 | 26 | 2 | 0 | 31 | 0 | 0 | 1 |
| 区分 | 総数 | 不訂正又は不利用停止の決定に対する審査請求 | | | | 訂正決定又は利用停止決定に対する審査請求 | 不作為に対する審査請求 | 事案の移送、期限の延長に対する審査請求 | 決定内容に関わりのない事項に対する審査請求 |
| | | 独立行政法人等の判断とすることに対するもの | 保有個人情報の存在とすることに対するもの | 他の法令で特別の手續が定められていることに対するもの | 形式上の不備又は権利の濫用等に対するもの | | | | |
| 訂正決定等 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 利用停止決定等 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

- (注) 1. 1 件の審査請求において、複数の理由があるものはそれぞれに計上しているため、「総数」と各項目の合計とは一致しない。
2. 「不開示決定に対する審査請求」は、開示請求した保有個人情報と決定された情報が異なる、他にも対象となる個人情報があるはずであるなどの事案である。
3. 「訂正決定又は利用停止決定に対する審査請求」は、訂正又は利用停止部分に対し、請求した保有個人情報と訂正又は利用停止された情報が異なるといった事案である。

ウ 法第 43 条において、審査請求を受けた独立行政法人等は、審査請求が不適法であるとして却下する場合と、審査請求の全部を認容する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上で、裁決をすることとされている。

平成 29 年度において独立行政法人等が処理すべき審査請求事案について、その処理状況をみると、表 13 のとおりとなっている。

表 13 審査請求事案の処理状況

（単位：件、％）

| 区分 | 年 度 | 処理すべき 件数 | 処理を終了 | 取下げ | 処理中（次年度に 持ち越し） |
|---------------------|----------|--------------|--------------|------------|-------------------|
| 開示 決定 等 | 平成 29 年度 | 120 (100) | 83 (69.2) | 4 (3.3) | 33 (27.5) |
| | 平成 28 年度 | 91 (100) | 40 (44.0) | 1 (1.1) | 50 (54.9) |
| 訂正 決定 等 | 平成 29 年度 | 10 (100) | 8 (80.0) | 0 (0) | 2 (20.0) |
| | 平成 28 年度 | 12 (100) | 5 (41.7) | 0 (0) | 7 (58.3) |
| 利用 停止 決定 等 | 平成 29 年度 | 5 (100) | 1 (20.0) | 0 (0) | 4 (80.0) |
| | 平成 28 年度 | 2 (100) | 1 (50.0) | 0 (0) | 1 (50.0) |

（注）平成28年度に審査請求がされた段階では1件としていた事案を29年度に入ってから補正により複数の事案に分割した場合や、複数の審査請求事案を補正により1件にまとめる場合などがあるため、表13の29年度の「処理すべき件数」は、28年度の「処理中（次年度に持ち越し）」と表11の29年度分の「審査請求の件数」の合計とは一致しない。

エ 平成 29 年度において、裁決により処理を終了した事案について、その状況をみると、表 14 のとおりとなっている。

なお、審査会に諮問し、その答申を受けた独立行政法人等が、答申の内容と異なる内容の裁決を行ったものはなかった。

表 14 審査請求に対する裁決の状況

(単位：件、%)

| 区 分 | | 計 | 棄却 | 認容 | 一部認容 | 却下 | その他 |
|---------------------|----------------------------|-------------|--------------|------------|--------------|------------|----------|
| 開示 決定 等 | 審査会に諮問しないで裁 決を行ったもの | 5 | — | 4 | — | 1 | 0 |
| | 審査会に諮問し、答申を受 けて裁決を行ったもの | 78 | 63 | 4 | 11 | — | 0 |
| | 計 | 83 (100) | 63 (75.9) | 8 (9.6) | 11 (13.3) | 1 (1.2) | 0 (0) |
| 訂正 決定 等 | 審査会に諮問しないで裁 決を行ったもの | 0 | — | 0 | — | 0 | 0 |
| | 審査会に諮問し、答申を受 けて裁決を行ったもの | 8 | 7 | 0 | 1 | — | 0 |
| | 計 | 8 (100) | 7 (87.5) | 0 (0) | 1 (12.5) | 0 (0) | 0 (0) |
| 利用 停止 決定 等 | 審査会に諮問しないで裁 決を行ったもの | 0 | — | 0 | — | 0 | 0 |
| | 審査会に諮問し、答申を受 けて裁決を行ったもの | 1 | 1 | 0 | 0 | — | 0 |
| | 計 | 1 (100) | 1 (100) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |

(注) 裁決には、改正前の行政不服審査法による異議申立てに対する決定を含む（以下同じ）。

オ 平成 29 年度における審査請求の処理日数の状況をみると、審査請求を受けてから裁決をした日までに要した日数については、表 15 のとおりとなっている。

表 15 審査請求を受けてから裁決をした日までに要した日数

(単位：件、%)

| 区分 | 年 度 | 裁決によ り処理を 終了した 件数 | 審査請求を受けてから裁決をした日までに要した日数 | | | | |
|---------------------|-------------|----------------------------|--------------------------|---------------|---------------|----------------|--------------|
| | | | 90 日以内 | 90 日超 半年以内 | 半年超 9 か月以内 | 9 か月超 1 年以内 | 1 年超 |
| 開示 決定 等 | 平成 29 年度 | 83 (100) | 8 (9.6) | 31 (37.3) | 19 (22.9) | 2 (2.4) | 23 (27.7) |
| | 平成 28 年度 | 40 (100) | 1 (2.5) | 17 (42.5) | 4 (10.0) | 1 (2.5) | 17 (42.5) |
| 訂正 決定 等 | 平成 29 年度 | 8 (100) | 0 (0) | 1 (12.5) | 0 (20.0) | 1 (12.5) | 6 (75.0) |
| | 平成 28 年度 | 5 (100) | 0 (0) | 2 (40.0) | 1 (20.0) | 0 (0) | 2 (40.0) |
| 利用 停止 決定 等 | 平成 29 年度 | 1 (100) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (100) |
| | 平成 28 年度 | 1 (100) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (100) |

カ 審査請求事案については、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査制度の目的に照らすと、できる限り迅速に処理されることが求められている。このため、審査会に諮問すべき事案については、情報公開法に基づく開示決定等に対する不服申立て事案の取扱いにも十分留意しつつ、速やかに諮問される必要がある。

(注) 行政機関情報公開法に基づく開示決定等に対する審査請求事案の審査会への諮問については、各府省申合せにより、改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については審査請求を受けてから30日以内、その他の事案についても特段の事情のない限り90日以内に行うこととされている。

審査請求を受けてから審査会に諮問した日までに要した日数及び調査日現在で処理方針の検討中又は審査会への諮問準備中の事案の審査請求を受けてからの経過日数については、表16のとおりとなっている。

表16 審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間

(単位：件、%)

| 区 分 | 審査会に諮問した件数 | | 処理方針の検討中、 審査会への諮問準備中等の件数 | |
|---------|-------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------|
| | | 審査請求を受けてから審査会に諮問した日までに要した日数 | | 審査請求を受けてからの経過日数 |
| | | 90日超 | | 90日超 |
| 開示決定等 | 74 (100) | 18 (24.3) | 2 (100) | 1 (50.0) |
| 訂正決定等 | 2 (100) | 0 (0) | 2 (100) | 1 (50.0) |
| 利用停止決定等 | 3 (100) | 0 (0) | 0 - | 0 - |

(注) 「処理方針の検討中、審査会への諮問の準備中等の件数」には、処理方針の検討の結果、審査会への諮問を要しない事案として、今後裁決（却下、認容）が行われない可能性があるもの及び既に裁決の準備が進められているものを含む。

キ ①審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの及び②審査請求を受けてからの経過日数が90日超のものについて法人別にみると、表17-1及び17-2のとおりとなっている。

諮問までに長期間を要している理由としては、審査請求が集中し事務処理が遅延したことなどを挙げている。

これらの事案については、個人情報保護担当窓口と審査請求案件の処理担当課等との連携による進行管理を徹底することなどにより改善が可能と考えられる。総務省は、これら事案の実情も踏まえつつ、関係独立行政法人等との相談や助言を通じ、進行管理の徹底等に努める。

表 17-1 審査請求を受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が 90 日超のもの

| 区分 | 独立行政法人等名 | 件数 (件) |
|-------|--------------|--------|
| 開示決定等 | 国立成育医療研究センター | 1 |
| | 東北大学 | 17 |
| | 計 | 18 |

(注) 各事案の概要については、資料 2-2-8 を参照。

表 17-2 処理方針の検討中、審査会への諮問準備中の事案で、審査請求を受けてからの経過日数が 90 日超のもの

| 区分 | 独立行政法人等名 | 件数 (件) |
|-------|----------|--------|
| 開示決定等 | 東北大学 | 1 |
| 訂正決定等 | 東京医科歯科大学 | 1 |

(注) 各事案の概要は、資料 2-2-9 及び 2-2-21 を参照。

ク 審査会の答申を受けての裁決についても、上記カと同様に、速やかに行う必要があるが、審査会の答申を受けてから裁決をした日までに要した日数及び調査日現在で裁決の準備中の事案の答申を受けてからの経過日数については、表 18 のとおりとなっている。

(注) 行政機関情報公開法に基づく開示決定等に対する審査請求事案の答申後の裁決については、各府省申合せにより、原処分を妥当とする答申などにあつては 30 日以内、その他の事案についても特段の事情のない限り 60 日以内に行うこととされている。

表 18 答申を受けてから裁決までの期間等

(単位：件、%)

| 区分 | 審査会の答申を受けて裁決を行った件数 | | 審査会の答申を受けて裁決の準備中の件数 | |
|---------|--------------------|------------------------|---------------------|---------------|
| | | 答申を受けてから裁決をした日までに要した日数 | | 答申を受けてからの経過日数 |
| | | 60 日超 | | 60 日超 |
| 開示決定等 | 78 (100) | 7 (9.0) | 6 (100) | 0 (0) |
| 訂正決定等 | 8 (100) | 0 (0) | 0 - | 0 - |
| 利用停止決定等 | 1 (100) | 0 (0) | 1 (100) | 0 (0) |

ケ 答申を受けてから裁決をした日までに要した日数が 60 日超のものについて、法人別にみると、表 19 のとおりとなっている。

これらの事案については、個人情報保護担当窓口と審査請求案件の処理担当課等との連携による進行管理を徹底することなどにより改善が可能と考えられる。総務省は、これら事案の実情も踏まえつつ、関係独立行政法人等との相談や助言を通じ、進行管理の徹底等に努める。

表 19 答申を受けてから裁決をした日までに要した日数が 60 日超のもの

| 区分 | 独立行政法人等名 | 件数 (件) |
|-------|----------|--------|
| 開示決定等 | 東北大学 | 6 |
| | 日本年金機構 | 1 |
| | 計 | 7 |

(注) 各事案の概要は、資料 2-2-10 を参照。

(4) 審査会における審査状況

審査会では、各独立行政法人等からの諮問に応じ、審査請求について調査審議を行うこととされている。

審査会における審査状況は、表 20 のとおりとなっている。

表 20 審査会における審査状況

(単位：件、%)

| 区分 | 新規諮問件数 | 前年度からの持ち越し件数 | 計 | 答申件数 | 答申類型 | | | 取下げられた件数 | 次年度に持ち越した件数 |
|---------|--------|--------------|----|-------------|-------------------|---------------------|-------------------|----------|-------------|
| | | | | | 諮問庁の判断が妥当であるとしたもの | 諮問庁の判断が一部妥当でないとしたもの | 諮問庁の判断が妥当でないとしたもの | | |
| 開示決定等 | 74 | 22 | 96 | 80 (100) | 66 (82.5) | 10 (12.5) | 4 (5.0) | 1 | 15 |
| 訂正決定等 | 2 | 6 | 8 | 8 (100) | 8 (100) | 0 (0) | 0 (0) | 0 | 0 |
| 利用停止決定等 | 4 | 1 | 5 | 2 (100) | 1 (50.0) | 1 (50.0) | 0 | 0 | 3 |

(注) 1. 諮問庁では、複数の審査請求事案を 1 件にまとめて審査会に諮問する場合及び 1 件の審査請求事案を分割して審査会に諮問する場合があります、表 16 の「審査会に諮問した件数」と本表の「新規諮問件数」の件数とは一致しない。

2. 答申類型は、諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。

(5) 訴訟の状況

平成 29 年度における開示、訂正又は利用停止決定等の取消等を求める訴訟についてみると、表 21 のとおり、新たに 1 件が地方裁判所に提起されている。

また、地方裁判所（第一審）の判決を不服として高等裁判所に控訴されたものはなく、前年度から係属しているものもない。

さらに、高等裁判所（控訴審）の判決を不服として最高裁判所に上告されたものはなく、前年度から係属しているものもない。

表 21 独立行政法人等個人情報保護法に関する訴訟の状況

(単位：件)

| | | | 平成29年度 | 平成28年度 |
|----------------|-------------------------|---------|--------|--------|
| 地方裁判所 (第一審) | 新規提訴 前年度から係属 係属 計 | 新規提訴 | 1 | 1 |
| | | 前年度から係属 | 1 | 3 |
| | | 係属 計 | 2 | 4 |
| | 判決 | 1 | 1 | |
| | 取下げ | 1 | 0 | |
| | 審理中(次年度に持ち越し) | 0 | 3 | |
| 高等裁判所 (控訴審) | 控訴 前年度から係属 係属 計 | 控訴 | 0 | 1 |
| | | 前年度から係属 | 0 | 0 |
| | | 係属 計 | 0 | 1 |
| | 判決 | 0 | 0 | |
| | 取下げ | 0 | 0 | |
| | 審理中(次年度に持ち越し) | 0 | 1 | |
| 最高裁判所 (上告審) | 上告 前年度から係属 係属 計 | 上告 | 0 | 0 |
| | | 前年度から係属 | 0 | 0 |
| | | 係属 計 | 0 | 0 |
| | 判決 | 0 | 0 | |
| | 取下げ | 0 | 0 | |
| | 審理中(次年度に持ち越し) | 0 | 0 | |

(注) 訴訟の概要については、資料2-2-35を参照。

3 安全確保措置の運用状況

(1) 個人情報の不適正管理事案の状況

平成29年度に、個人情報の漏えい、滅失又は毀損が発生した又は発生のおそれがあると認められた事案（以下「個人情報の不適正管理事案」という。）の件数は、表22のとおり、1,385件であり、このうち、配送事故(配送を請け負った事業者による誤送付、紛失)が586件(42.3%)と多くを占めている。

また、配送事故を除いた個人情報の不適正管理事案は、799件となっており、前年度より増加している。これらの事案を発生形態別にみると、誤送付・誤送信が465件(58.2%)と最も多くなっており、次いで、誤交付137件(17.1%)、紛失102件(12.8%)となっている。

表 22 個人情報の不適正管理事案の件数（発生形態別）

(単位：件、%)

| 年度 | 個人情報の不適正管理事案の件数 | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-----------------|------------------------|---------------|---------------|-------------|------------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|------------------------|------------------------|---------------|---------------|
| | 1,385 [100] | 配送事故以外 | | | | | | | | | | 配送事故 | | |
| | | 発生形態別 | | | | | | | | | | 発生形態別 | | |
| | | 誤送付・誤送信 | 誤交付 | 誤廃棄 | 紛失 | 不正アクセス・不正プログラム関係 | インターネット上に誤って流出を確認 | 盗難 | その他 | 誤送付・誤送信 | 紛失 | | | |
| 平成29年度 | 1,385 [100] | 799 [57.7] (100) | 465 (58.2) | 137 (17.1) | 33 (4.1) | 102 (12.8) | 6 (0.8) | 0 (0) | 14 (1.8) | 4 (0.5) | 38 (4.8) | 586 [42.3] <100> | 178 <30.4> | 408 <69.6> |
| 平成28年度 | 1,308 [100] | 715 [54.7] (100) | 421 (58.9) | 108 (15.1) | 8 (1.1) | 104 (14.5) | 18 (2.5) | 23 (3.2) | 10 (1.4) | 35 (4.9) | 593 [45.3] <100> | 165 <27.8> | 428 <72.2> | |

(注) 平成28年度調査では「不正アクセス・不正プログラム関係」の内数として「インターネット上への流出を確認」の件数を取っていない。

(2) 個人情報の種類及び事案の規模

個人情報の不適正管理事案に係る個人情報の種類別及び事案の規模の内訳は、表23のとおりであり、事案に係る個人情報に含まれる本人(個人情報によって識別される特定の個人)の数の規模別にみると、5人以下のものが、1,235件(90.6%)と最も多くなっているが、1,000人を超えるものもみられる。

表 23 個人情報の不適正管理事案の内容（個人情報の種類及び事案の規模）

(単位：件、%)

| 年度 | 個人情報の不適正管理事案の件数(再掲) | | | | | | | | |
|--------|---------------------|-------------|-----------------|-------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 情報の種類 | | | 本人の数 | | | | | |
| | 国民等及び職員 | 国民等 | 職員 | 1人～5人 | 6人～50人 | 51人～100人 | 101人～1,000人 | 1,001人～ | |
| 平成29年度 | 1,385 (100) | 46 (3.3) | 1,321 (95.4) | 18 (1.3) | 1,255 (90.6) | 73 (5.3) | 17 (1.2) | 28 (2.0) | 10 (0.7) |
| 平成28年度 | 1,308 (100) | 55 (4.2) | 1,241 (94.9) | 12 (0.9) | 1,158 (88.5) | 82 (6.3) | 22 (1.7) | 32 (2.4) | 14 (1.1) |

(注) 一部の事案について、本人の数の特定が不能なことから、「本人の数」に係る合計件数と「個人情報の不適正管理事案の件数」は一致しない。

(3) 個人情報の不適正管理事案の発生元

平成 29 年度における個人情報の不適正管理事案の発生元をみると、表 24 のとおりである。

表 24 個人情報の不適正管理事案の発生元

(単位：件、%)

| | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 |
|---------------------|-------------|-------------|
| 個人情報の不適正管理事案の件数(再掲) | 1,385 (100) | 1,308 (100) |
| うち独立行政法人等が管理 | 740 (53.4) | 643 (49.2) |
| うち委託先が管理 | 645 (46.6) | 665 (50.8) |

(注) 一部の事案について発生元が不明で分類できない場合や委託元と委託先の双方で発生する可能性があるため、「個人情報の不適正管理事案の件数」と各項目の合計は必ずしも一致しない。

(4) 個人情報の不適正管理事案への対応状況

平成 29 年度における個人情報の不適正管理事案への対応状況についてみると、表 25 のとおり、「本人等への情報提供」、「再発防止策」、「情報の回収」などとなっている。

表 25 個人情報の不適正管理事案への対応状況

(単位：件、%)

| | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | |
|----------------------|-------------|--------------|--------------|
| 個人情報の不適正管理事案の件数 (再掲) | 1,385 (100) | 1,308 (100) | |
| 事案への対応状況 | 本人等への情報提供 | 1,256 (90.7) | 1,193 (91.2) |
| | 事案の公表 | 198 (14.3) | 158 (12.0) |
| | 情報の削除等の措置依頼 | 127 (9.2) | 118 (9.0) |
| | 情報の回収 | 680 (49.1) | 573 (43.8) |
| | 関係者の処分等 | 105 (7.6) | 113 (8.6) |
| | 委託契約の解除等 | 2 (0.1) | 0 (0) |
| | 再発防止策 | 1,213 (87.6) | 1,133 (86.6) |
| | その他 | 28 (2.0) | 13 (1.0) |
| 上記以外に対応中又は対応を検討中 | 8 (0.6) | 6 (0.5) | |

(注) 1. 1 件の事案において複数の項目に該当するものがあるため、「個人情報の不適正管理事案の件数」と「事案への対応状況」の各項目の件数とは一致しない。
 2. 「関係者の処分等」は、当該事案にかかわった職員に対して懲戒処分等を行ったものをいう (表 26 参照)。
 3. 「その他」は、警察への被害届の提出などをいう。
 4. 「上記以外に対応中又は対応を検討中」とは、調査日現在において、対応中又は対応策を検討中であるものをいう。

(5) 関係者の処分等

平成 29 年度における個人情報の不適正管理事案に係る関係者の処分等は、表 26 のとおり、105 件 (個人情報の不適正管理事案全体の 7.6%) である。

その内訳としては、訓告、厳重注意など懲戒処分以外の措置が 102 件、懲戒処分が 3 件である。

表 26 関係者の処分等

(単位：件、%)

| 年 度 | 個人情報の不適正管理事案の件数 (再掲) | | | | | | (参考) 関係者の処分 等実施法人数 |
|----------|----------------------|-----------------------|----------|----------|------------|------------------------------------|---|
| | 関係者の処分等 (再掲) | | | | | 訓告・嚴重 注意など 懲戒処分 以外の措 置 | |
| | 刑事 告発 | うち保護法 の罰則要件 に該当 | 懲戒 処分 | | | | |
| 平成 29 年度 | 1,385 (100) | 105 (7.6) | 0 (0) | 0 (0) | 3 (0.2) | 102 (7.4) | 20 法人 (個人情 報の不適正管理 事案のある法人 は 49) |
| 平成 28 年度 | 1,308 (100) | 113 (8.6) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 113 (8.6) | 24 法人 (個人情 報の不適正管理 事案のある法人 は 56) |

(6) 個人情報の不適正管理事案に対する損害賠償請求訴訟

平成 29 年度においては、個人情報の不適正管理事案に対する損害賠償 (国家賠償) 請求訴訟で、新規に提起されたものはない。

4 監査・点検、教育研修の状況

総務省では、各独立行政法人等における個人情報の適切な管理を図るため、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」(以下「指針」という。)を策定し、各独立行政法人等では、指針を参考に、個人情報の適切な管理のための規程 (個人情報保護管理規程) を定め、監査・点検、教育研修等、個人情報の適切な管理のための措置を行っている。

- ・ 独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について
http://www.soumu.go.jp/main_content/000579983.pdf

(参考)

- ・ 行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について
http://www.soumu.go.jp/main_content/000579982.pdf

(1) 監査の状況

指針では、監査責任者 (監事等) は、保有個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査を行うことを求めている。

平成 29 年度に監査を実施したのは、192 法人のうち 187 法人 (97.4%) であり、前年度より増加している。

(注) 監査を実施していない理由については、資料 2-3-2 を参照。

これらの監査についてみると、表 27 のとおり、措置を要する事項があると指摘されたものは 70 法人、措置を要する事項がないと指摘されたものは 117 法人である。

表 27 監査における評価及び見直し事項への対応状況

(単位：法人、%)

| 年度 | 監査の実施法人数 | | | | | | 要措置事項なし |
|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|------------|---------------|
| | 要措置事項のある法人 | 全部措置済み | 未措置事項がある場合 | | | | |
| | | | 対応予定あり | 対応予定なし | 監査直後のため方針未定 | | |
| 平成 29 年度 | 187 (100) | 70 (37.4) | 24 (12.8) | 44 (23.5) | 0 (0) | 2 (1.1) | 117 (62.6) |
| 平成 28 年度 | 185 (100) | 67 (36.2) | 24 (13.0) | 40 (21.6) | 0 (0) | 3 (1.6) | 118 (63.8) |

(注) 各機関における主たる監査担当部局の名称は、資料 2-3-1 を参照。

(2) 点検の状況

指針では、監査とともに、各機関の保護管理者（保有個人情報を取り扱う課室等の長等）が、自ら管理責任を有する保有個人情報の取扱いの状況について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行うことを求めている。

平成29年度においては、各機関に置かれている保護管理者12,201人のうち点検を実施した保護管理者は10,783人（88.4%）である。

(3) 職員に対する教育研修の状況

平成 29 年度に対象機関において、表 28 のとおり、10,756 回の教育研修が実施されている。

表 28 教育研修の実施状況

| 年 度 | 教育研修の回数（回） |
|----------|------------|
| 平成 29 年度 | 10,756 |
| 平成 28 年度 | 12,764 |

(参考) 再委託に係る不適切な事案の発生とそれを踏まえた指針の改正

指針では、行政機関及び独立行政法人等が保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、当該各機関は、安全確保の措置として、個人情報に関する秘密保持等の義務、再委託に係る条件（再委託の制限又は事前承認等）に関する事項等を契約書に明記することとしている。

平成29年度に個人情報の取扱いに係る業務委託を受けた事業者が契約に反し再委託を行っていた事案があったことを踏まえ、総務省において、各機関が行った保有個人情報の取扱いに係る業務委託契約（平成29年度）につき、契約に反して再委託が行われていないか等について確認を求め、その結果を取りまとめたところ、総契約件数22,320件（行政機関8,901件、独立行政法人等13,419件）のうち契約に反して再委託が行われたものが68件（行政機関50件、独立行政法人等18件）把握された。

把握された無断再委託事案について個人情報の漏えい、滅失、毀損はなかったが、その結果を踏まえ、総務省は、各機関における個人情報の適切な管理を徹底するため、指針の改正（平成30年10月22日）を行った。

- ・ 行政機関・独立行政法人等における個人情報等の取扱いに関する委託契約の調査結果
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan06_02000049.html

(別表)

○ 調査対象期間（平成29年4月1日～30年3月31日）内における独立行政法人等の組織改編

| 旧法人等 | 異動 | 新法人等 |
|----------|-----------------|------------|
| 日本貿易保険 | H29.4.1 組織改編 | 株式会社日本貿易保険 |
| 教員研修センター | H29.4.1 名称変更 | 教職員支援機構 |
| 森林総合研究所 | H29.4.1 名称変更 | 森林研究・整備機構 |

(注) なお、平成30年4月1日における独立行政法人等の組織改編はない。